

第 1 回  
介護事業運営の適正化に関する有識者会議  
議 事 録

厚生労働省老健局

# 第1回介護事業運営の適正化に関する有識者会議議事次第

日時：平成19年7月19日（木）10:00～11:56

場所：霞ヶ関東京會館 ゴールドスタールーム

## 議事次第

1 開 会

2 議 題

1. 事業者規制の現状について
2. 株式会社コムスンの不正事案について
3. その他

3 閉 会

○古都振興課長 おはようございます。それでは、定刻となりました。第1回の「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」を開催させていただきます。

座長が決まるまでの間、私、振興課長の方で議事を進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日第1回の会議が始まるに当たりまして、阿曾沼老健局長から御挨拶を申し上げます。

○阿曾沼老健局長 おはようございます。老健局長の阿曾沼でございます。

本日は、御多用中のところ、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今日は第1回目ということで、「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」というのを私ども老健局として設けさせていただきました。その趣旨について一言申し上げたいと思います。

御承知のとおり、介護保険制度は、平成12年の4月に実施をされまして、今まで7年余り経過をしてまいりました。この介護サービスの事業者につきましては、一定の基準を設けておりまして、その一定の基準をクリアすればすべて事業者を指定するという仕組みになっておりまして、あとは事後規制をする、そういったような形でサービスの質を確保するという事後規制に重点を置いた規制ということになっております。その結果、公的主体のみならず、あるいは社会福祉法人等々だけではなくて、株式会社、あるいはNPOなども含めた多様な主体によって今、介護サービスが提供されているという実態がございます。その利用者の方もかなり多岐にわたっておりまして、在宅サービスを中心に介護サービスがかなり拡大しているという現状でございます。そういう意味では、かなり広く国民に理解をされ、認知をされてきているのではないかというふうに思っております。

今後さらに高齢化が進むことが考えられますが、介護ニーズもさらに高まるということで、一方においてはサービスの質を高めなければならない。さらにまた、この制度自体を将来にわたって持続可能なものにしていかなければならないという使命を持っております。そういう課題に対応するために、私どもはいろいろな形で介護保険制度の改正もやってきたわけでございますけれども、平成18年の4月から新たな改正を実施いたしました。その結果、かなり厳しい規制になったわけでございますけれども、一方において、今般、かなりメディアでも報道されておりますけれども、一部の公益的な事業者による不正行為が発覚をするという事態になりました。私どもとしては、大変残念な事態だというふうに思っております。そのサービスを利用されている利用者の方々に影響を与えるだけではなくて、国民の介護保険制度自体に対する信頼を失わせしめる行為ではないかということで、大変重要視しております。

今回の事案が直接の契機ではございますけれども、国民の介護保険に対する信頼を回復するという意味で、今回こういう適正化に関する有識者会議というものをつくったわけでございます。この問題が生じた構造的な背景というものをやはり我々としても、あるいは、

この有識者会議としてもきちんと捉えていただく必要があるだろうというふうに思っております。サービスを利用されている方は高齢者の方でありますから、高齢者の方が安心してサービスを利用できるというために、サービスの事業者による不正行為の再発を防止し、また、その後、介護事業を適切に運営するためにどういう必要な対応が要るかということについて、幅広く御議論いただければというふうに思っております。今回、いろいろな分野の方にお集まりいただきました。率直に言って、私どもとしては、今回の事案の構造的な背景というものをいろいろな角度から捉え直さなければならないと思っておりますが、1つには、広域的なサービス事業者に対する規制をどういうふうに考えていくべきなのか、これは事前規制、事後規制を含めて、どこまで規制をすべきなのか。県の単位だけでやっている事業者もいれば、あるいは市町村だけの範囲で営業されている事業者もいれば、広域的にやられている事業者もいるということがございますから、その辺をどう考えるかという問題がございます。

それから、法令遵守の徹底、特に株式会社だから、あるいはNPOだから、あるいは社会福祉法人だからということではなくて、あらゆる経営主体にとってのコンプライアンスの徹底というものについてどう考えるかという問題もあろうかと思えます。さらには、残念なことが起きて、結果として介護サービス事業から撤退をしなければならないとなった場合に、利用者へのサービスに対する確保措置、円滑な移行措置をどういうふうにシステムとして確保していくかという点も大きな問題ではないかというふうに思っております。

私どもは以上3点を主に問題意識として持っておりますけれども、介護保険制度は7年たちましたが、まだ発展途上といえますか、成熟途上の面もございます。したがって、今日お集まりのいろいろな立場、いろいろな分野に造詣の深い先生方にさまざまな御意見をいただきまして、私ども厚生労働省としても、できるだけよりベターな制度、あるいはもっと国民に信頼される制度に変えていきたいと思っておりますので、どうか忌憚のない御議論をいただければ幸いです。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

○古都振興課長 それでは、引き続きまして、本会議の委員の御紹介をさせていただきます。五十音順に沿って御紹介させていただきます。

初めに、遠藤委員でございます。

引き続きまして、狩野委員でございます。

神作委員でございます。

小島委員でございます。

木間委員でいらっしゃいます。

小山委員でいらっしゃいます。

櫻井委員でいらっしゃいます。

山本委員でいらっしゃいます。

引き続きまして、事務局を御紹介させていただきます。

先ほど御挨拶いたしました阿曾沼老健局長でございます。

木内審議官でございます。

石塚総務課長でございます。

小関計画課長でございます。

中井介護保険指導室長でございます。

榎本企画官でございます。

私、振興課長の古都でございます。

議事に先立ちまして、本会議の運営について御説明をさせていただきます。

まず第1点、議事は原則公開であること。

それから第2点、議事録も原則公表されること。

以上でございます。

なお、本会議の座長は遠藤久夫先生にお願いいたしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○古都振興課長 御異議なしということで、遠藤先生におかれましては、座長席にお移りいただければと思います。

(遠藤委員、座長席に着席)

○古都振興課長 それでは、これからの進行につきましては、遠藤座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○遠藤座長 ただいま座長を拝命いたしました学習院大学経済学部の遠藤と申します。

私は経済学者でありまして、医療や介護のシステムについて経済学の視点から研究をしております。実は厚労省の審議会等々では、どちらかという医療の方を中心にやらせていただいております。現在も中医協とか社保審の後期高齢者の特別部会といったような委員を務めているわけですけれども、介護保険に関する審議会というのは実は今回初めてでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

先ほど局長よりお話がございましたように、介護保険制度は我が国の高齢社会にとっては今後ますますその重要性は増すわけでございますけれども、その中で、今回の不祥事と云ったらよろしいのでしょうか、いろいろな意味で介護サービスの提供に対する規制のあり方に大きな課題を投げかけたわけでございます。介護保険制度は、歴史も7年とまだ短いわけですので、このようなことをきっかけに逐次制度が改善しながら完成度の高いものになっていくのだろうと考えております。ある意味、この会議を災い転じて福となすような、そういう会議にできればと思っております。幸い、委員の皆様にはこの分野の本当のエキスパートの方が就任されておりますので、皆様の御協力のもと、実りのある方向性を導き出せるよう精いっぱい努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に移りたいと思っております。

まず、事務局から幾つか資料が提出されておりますので、その確認及び説明を事務局よ

りお願いしたいと思います。

○榎本企画官 それでは、企画官の榎本でございますが、まずお手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1ということで薄い2枚ペラでございますが、「介護保険事業運営の適正化に関する有識者会議の設置について」というものでございます。それから、資料2ということで、これは横紙でございますが、「事業者規制の現状について」というもの。それから、資料3、これは縦紙でございますが、「株式会社コムスの不正事案に係る経緯について」。これが本体資料でございます。

あと、参考資料として4点ほどございまして、参考資料1が「介護保険制度の概要について」、横紙でございます。それから、参考資料2が、縦紙でございますが、「介護サービス施設・事業所の現状」。それから、参考資料3も縦紙で「参考条文」というものでございます。それから、参考資料4が「東京都からの提案書」。

以上でございます。先生方のお手元に遺漏ございませんでしょうか。

そうしましたら、引き続き内容の方を御説明させていただきたいと存じます。

まず、資料1を御覧ください。表紙をおめくりいただきますと、開催要綱というものがございます。今回の有識者会議の概要を説明したものでございます。「趣旨」にございますように、先ほど局長が申し上げましたように、今回の介護サービス事業者の不正事案の再発を防止をして、介護事業運営の適正化を図るために必要な措置として検討するということを趣旨として今回お願いをしているものでございます。「主な検討事項」としては3点ほどございまして、1つは、広域的な介護サービス事業者に対する規制の在り方。2つ目として、指定事業者における法令遵守徹底のために必要な措置。そして3番目として、事業廃止時における利用者へのサービスの確保のために必要な措置。その他ということでお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、具体的に中身でございますが、まず恐縮でございますが資料2を御覧ください。資料2の表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。「介護サービス事業者の指定手続の流れ」というものでございます。これは、介護保険の中でもいろいろな各種サービスがございますが、居宅サービス事業者の場合についてここでは整理を例示としてさせていただいております。通常、介護サービスを利用される場合には、事業者の指定を受ける。そして、指定を受けた事業者からサービスを受けることとなりますので、その指定の関係の手続がどうなっているのかということをごここでは一覧図として整理をさせていただきます。

まず、事業を行うということをお考えますと、居宅サービス事業を行う方が都道府県知事に申請をしていただくということになります。それで、知事の方では、指定のあったものについて具体的に審査を行います。審査を行って、その際に、申請の枠の右の方でございますが、幾つか欠格要件というものがございまして、例えば人員基準を満たさないときでありますとか、あるいは設備、運営基準を満たさないとき。あるいは、取消しから5年を

経過していないときとか、あるいは申請前5年以内に不正又は著しく不当な行為をしたときといったような欠格事由に該当する場合には指定は行わないということで、指定の拒否をするということになっております。こういった欠格事項に該当しなければ指定を受けられるということになってまいります。

この指定でございますが、通常、指定を受けますと6年間指定の有効期間があるということになっておりまして、6年後にまた更新の申請をしていただいて、当初の欠格事由に当たらなければ指定の更新が受けられるという流れになっております。

そうしますと、指定を受けた後でございますけれども、事業者に対しましては、法律の上でも法令遵守でございますとか、あるいは適切なサービス提供といった責務の規定がかかっております。それからまた、そういった事業を運営している中で、例えば名称、所在地の変更などがありますと、変更の届出をしていただくということになりますし、事業の休止あるいは廃止といったときには、それを届出をしていただくという形になっております。

そしてまた、通常、行政の方からは、事業者の方に対しまして指導・監査ということで定期的に、あるいは随時に検査・指導に当たるという形になっております。

それから、そういった指導・監査を通じて、あるいはいろいろな情報を得ることで、基準に従った人員配置や適切な事業運営が行われていないというような状態が生じた場合には、県庁の方から実際に調査に入りまして、必要なときには勧告を行う。勧告に従わないときには、命令といったところまで命令措置をかけるという形になってまいります。

そして、そういった指導・監査の結果、いろいろな問題が生じたということが明らかになった。例えば指定の際の欠格条項に該当したとか、あるいは基準に違った人員配置や適切な事業運営ができない。あるいは、そもそも不正な手段によって指定を受けたといった場合には、指定の効力の停止、あるいは指定の取消しというような事態にも至るということになってまいります。

大まかな手続の流れは、こういったような流れになっているものでございます。

参考条文が参考資料3にございますが、またこれも適宜御覧いただければというふうに思っております。ここでは居宅サービス事業ということで整理をさせていただきます。

次に、もう少し具体的にその中身を見てまいりますと、2ページでございますが、「指定拒否の要件」というものがございます。これは、申請者が下の点線の枠の中に囲っております幾つのそういう事項に該当する場合には、都道府県は指定をしてはならないという形になっております。例えば、これは居宅サービス事業者の場合ですけれども、1つは法人でないとき、あるいは人員に関する指定基準を満たしていないとき。それから、設備運営に関する基準を満たしていないときといったようなものがございます。

それから、4番目でございますが、禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者である。あるいは、保健医療福祉に関する法律によって罰金刑に処せられて、その執行が終わるまでの者である。あるいは、6番目でございますが、指定取消しから5年を経過し

ない者である。それから、指定以前5年以内に介護保健サービス、これは法律上は居宅サービス等と言っておりますが、そういったものに関しまして、不正または著しく不当な行為をした者であるといったような場合が指定の拒否がなされるという形になっております。

こういったものを踏まえて、3ページの方では具体的な指定基準、人員設備運営基準というものがあるということを御説明しております。

その基準につきましては、実は5ページにございますように、各サービスの類型ごとに基準を設けておりまして、これはサービスの各類型ごとに省令で具体的な人員、設備、運営の基準というものをそれぞれ定めておるところでございます。

6ページにまいります、「指定を受けた介護サービス事業者の責務」ということで、ここでは指定居宅サービスとして73条とか74条の方でそれぞれ忠実な職務遂行義務といったようなもの、あるいはサービスを受ける立場に立ってのサービス提供といったようなことを定めております。

それから、変更の届出等ということでございますが、これは今回の事案にもちょっと絡んでまいりますけれども、指定を受けた事業所について事業の休廃止をする、あるいは再開をするといったときには、10日以内に届出をするということで、これは事後に届出をいただくという形になっているものでございます。

そして、以下、サービス事業者に対するいろいろな監督規定がございますが、それは、9ページに飛ばさせていただいて、17年法改正の規制の見直しの流れと併せて御説明をさせていただきます。

10ページをおめぐりいただきまして、実は事業者規制のあり方につきましては、平成17年に介護保険法の大きな改正を行いました際に、併せて見直しをしております。その見直しは、10ページにございますように、大きく3点ございます。1つは、指定の欠格事由、そして指定の取消要件の追加ということでございます。それから、2番目は指定の更新制の導入ということでございます。3番目としては、勧告・命令等の追加ということでございます。

以下、その概要を御説明申し上げますと、まず11ページをおめぐりいただきますと、「事後規制の導入の背景」ということでございますが、従前から介護事業者の指定という仕組みはあったわけですが、その指導・監督のあり方について、まず介護サービスの質を確保する上で、事後規制のルールをもう少し整備をする必要があるだろうということで幾つか御指摘をいただいております。1つは、指定拒否の要件が不十分であるということでございます。当時の法制度からいたしますと、例えば過去に何か問題を起こした事業者で、今後再発が見込まれるというような場合でも、指定拒否が法律上明確にならなかったというような事態がございます。そういう意味で、指定の要件の見直しを行うということで、次のページになりますが、指定要件の見直しをしております。

12ページを御覧いただきますと、1つは、対象者の追加ということで、問題がある欠格事由の対象として、従前は申請者のみを挙げていたわけですが、法人の役員とか、



管理者というものも欠格事由の中に含めるという形にしております。こういった従前、指定の取消処分を受けた事業所にいた法人役員、あるいは管理者という方がもし新たに申請をされた事業所の中におられれば、そういった者については指定をうけることはできないということになってまいります。

それから、もう1つは要件の追加ということでございまして、従前、人員基準、あるいは設備、運営基準を満たさないおそれがある、違反しているといったような場合は指定を受けることはできないということになっておりましたが、そのほかに、下の枠の中にございしますが、禁錮以上の刑を受けて、執行を終わるまでの者でありますとか、いわゆる保健医療福祉の罰金刑を受けている、あるいはと指定取消してから5年を経過しない者である、それから5年以内に介護保険サービス、居宅サービス等に関しまして不正又は著しく不当な行為をした者であるといったような要件を新たに追加をしております。

それから、2番目のいただいておりました指摘としては、従前、指定については、一旦指定を受けたら、その指定の効力に期限がないということで、ずっと指定の効力があるという形になっておりました。そうしますと、一旦指定を受けますと、介護サービスの質を確保するために、事業者がちゃんと基準を満たしているかどうか定期的に確認する仕組みがなかったのではないかとということで、今回の改正では指定の更新制というものを導入しております。13ページを御覧いただきますと、イメージ図を載せておりますが、改正前は、一度指定を受けますと、指定取消しがなされるまで、あるいは自分自ら廃止をするまでの間はその指定は有効であるというような形になっております。そういったところで、やはり中身を定期的にチェックする仕組みが必要であろうということで、今回、改正後では6年ごとに指定の更新を受けるという形に改正をしております。この指定の更新をする際には、もちろん当然、都道府県庁におきましてその中身を再度審査をするという形になってまいります。その際には、指定の更新の欠格事由に該当する場合には指定の更新が受けられないという形になってまいります。条文上は、指定の欠格事由の規定を準用するという形で、更新の欠格事由を指定の欠格事由と同様な形で適用するという形にしているものでございます。

それから、次の14ページを御覧いただきたいと思っております。事後規制が適用される事例ということでございますが、通常、介護サービス事業を運営する法人が指定の取消処分を今後受けるということになりますと、指定の欠格事由に該当することになりますので、当然のことながら、この法人というのは指定を受けることができないということになります。例えば下のイメージ図でございまして、A株式会社というところがB訪問介護事業所で不正の事実が明らかになったということで、都道府県知事の方から取消処分があったということになりますと、このA株式会社は、もし新たにC訪問介護事業所を開設しようとしても、このC事業所については指定を受けられないという形になってまいります。

それから、この法人がすでに例えばD通所介護事業所でございましてとか、E訪問入浴の介護事業所でありますとか、F訪問介護事業所といったようなほかの事業所を運営してい

る場合には、こういったものについても、実は指定の更新の欠格事由に該当するという形になってまいります。具体的に申し上げますと、指定の取消しから5年を経過しないものである。A株式会社自身が指定取消しから5年を経過しないものに該当するという形になってまいりますので、そういう意味で、D、E、Fの事業所についても、その事業所の指定の更新を受けるということになったときに、再度指定の更新を受けるときには、欠格事由に該当するということになりまして指定の更新は受けられないというような構造になっているものでございます。

これが今回の改正の指定関係の要件に伴って生じてくるものでございます。

この指定につきましては、15ページにございますように、各サービス類型ごとに指定の根拠規定というのがございまして、それぞれの類型ごとに根拠条文を設けて指定を具体的に規定をしているものでございます。

続きまして、勧告関係の規定について御説明申し上げたいと思います。恐縮でございますが、飛びまして19ページを御覧いただきたいと存じます。「行政処分の事務的な流れについて」ということでございますが、通常、私どもが事業者の方々をお願いする際には、人員基準、設備基準、運営基準をそれぞれ満たしていただきたいということをお願いしております。これにつきましては、現在の法律のスキームによりますと、こういった基準を満たしていないということになりますと、まず改善勧告を行うという形になってまいります。それで、期限内に勧告に従わなければ公表するというステップになります。それから、正当な理由なく期限内に勧告に係る措置がとられなければ、改善命令を行って公示を行う。そういった命令に従わないときには、必要な聴聞手続などを行った上で、指定の効力の全部又は一部停止といったような形になってまいります。それで、より問題が大きいということになりますと指定の取消処分という形になってまいります。こういったような流れで勧告などの手続がとられるという形になってまいります。これは、赤い枠で囲っている部分が実は17年改正で設けておりまして、従前はこの赤い部分がございまして、問題があれば指定取消しというところの一挙に飛んでいたところで、今回、その間をとって、よりきめ細かに改正を行ったというのが今回の改正でございます。

以上が事業者規制の関係でございまして、続きまして、今回の事案の関係を御説明申し上げます。資料3を御覧いただきたいと存じます。

今回の株式会社コンスの不正事例の経緯でございますけれども、まず1ページを御覧ください。(1)にございますように、株式会社コムスの件につきましては、全国的な監査によりまして、6月5日現在ですと5都県8事業所で不正な手段による指定申請を行ったということが確認されております。具体的には、9ページの方を御覧いただきますと、別添1ということで問題のあった事業所の状況を整理しております。

また1ページに戻りますと、こういった行為につきましては、いずれにしても、不正な手段による指定申請がなされたということでございますので、指定取消処分に該当するものでございましたけれども、9ページで御覧いただいたように、いずれの事案においても、

実は取消処分を行う前に事業所の廃止届が出されまして、結果的に取消処分がなされなかったというところでございます。例えば10ページを御覧いただきますと、青森県の弘前城東ケアセンターの例で具体的な流れを整理しておりますが、ここでは4月12日から13日にかけて監査を実施いたしましたところ、この城東ケアセンターで指定申請時に記載のありました非常勤訪問看護師につきまして、指定申請ときからの雇用実態が確認できなかったという状況でございます。その後、4月25日に聞き取り調査を行いまして、やはり申請時から雇用実態がなかったという事実が確認された。5月2日に県庁の方では聴聞の通知を起案しておりましたが、決裁して発送準備をしておりましたところ、5月7日になってケアセンターの方から事業所の廃止届が提出されて、これを受理したということで、聴聞手続に入ることは実際にはできなかったというところでございます。

11ページの方は兵庫県豊岡立野ケアセンターというものでございますが、これも同様にそういったような流れがなされているものでございます。

1ページに戻らせていただきまして、(3)でございますが、厚生労働省といたしましては、こういった不正行為の事実確認、そして法適用関係を検討させていただきまして、こういった青森県、兵庫県の事例というのは、今回の改正を行いました18年4月以降の申請に基づいてなされたケースでございますので、改正介護保険法の「不正又は著しく不当な行為」に該当するというところで、居宅サービスを含むすべてのサービス種類についてコムスの事業所の新規指定・更新をしないということを都道府県あてに通知を行っております。具体的な通知につきましては、4ページから8ページに通知をつけておりますので、また御覧いただければと思います。

同日、株式会社コムスに対しましては、処分内容を伝達をいたしまして、改正介護保険法の規定にのっとりまして、更新時期までのサービス提供と、それから更新ができなくなる事業所が出てきます来年4月以降の利用者の移行のための事業計画の作成などを指示をしているところでございます。具体的には、小さい字で書いておりますような指示を出させていただいております。

同日夜、株式会社コムスの方では、一旦、事業を別法人である同一資本グループ内の日本シルバーサービス株式会社に譲渡するという方針を公表しておりますが、厚生労働省といたしましては、6月7日に同社に対しまして、やはり20年3月までの間はコムスが責任を持って利用者サービスを提供するという。そして、同一資本グループ内の別会社への事業譲渡というのは利用者や国民の納得を得られない行為でございますので、日本シルバーサービス株式会社への譲渡というのは凍結すべきであるということ。そして、受け皿については、7月末までに作成する事業移行計画も踏まえて、厚労省と十分調整・相談すべきといったことを指導しております。

これを受けて、6月8日に、同社はグループ内の別会社への事業譲渡については、スケジュールを含めて現時点では何も決まっていらないということで、今後、厚労省と調整しながら検討するという形にしております。

その後、6月13日にコムスンの方におきましては、グッドウィル・グループについては、関連会社を含めて、すべての介護サービス事業から撤退をする。それから、事業譲渡先としては、各地域においてグループ外の事業主体とする。それから、具体的な譲渡先については、各方面と十分調整をした上で、できるだけ早い時期に選定をするといった正式な対応方針をお示しいただいているところでございます。経緯につきましては、一応そういったところでございます。

実は、法律の適用関係について1点説明させていただきたいと存じまして、14ページを御覧いただきたいと存じます。先ほど事業者の規制の現状についてというところで、粗々介護保険法の仕組みを申し上げたところでございますが、それが今回の事例についてどう適用されているのかということとを解説したのが14ページからの資料でございます。

まず、指定許可についてということでございますけれども、介護保険法におきましては、介護サービス事業者の指定、あるいは許可の欠格事由に該当する場合には、これは指定又は許可をしてはならないという形になっております。これは裁量があるわけではなくて、してはならないという形になっているわけでございます。今回の青森県と兵庫県の不正事実というのは、不正の手段による指定を受けたという事実によりまして、これは欠格事由の1つとして挙げております「居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした者」に該当するというふうに解釈をしております。この不正行為につきましては、今回のケースにつきますと、居宅サービス等ということで訪問介護と介護予防サービスの事業者の指定を受けるときに行われていたわけでございますけれども、介護保険法上は、実は「居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした者」という要件については、すべてのサービスの種類の指定許可の欠格事由として挙げているものですから、すべてのサービスの種類において、これは指定あるいは許可の欠格事由に該当するという形になってまいります。したがって、不正行為の発生から5年間については、コムスンについては介護サービス事業者の指定又は許可をしてはならないという形になってまいります。

次に、許可あるいは指定の更新の際も同様でございます。これは6年ごとの指定の更新ということになってまいります。その要件として、指定許可の規定というものを準用しているものでございますから、同様に「居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした者」という要件が係ってまいりますので、更新を行う場合についても、やはりこれは更新ができないという形になってくるわけでございます。

なお、取消事由に該当しますと、これは指定又は許可を取り消すことができるという、できる規定ということになっております。今回の青森県とか兵庫県の事例につきましては、これ自体については取消事由に挙げておりますとおり、「居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした者」に該当するというふうに解しております。この取消事由につきましましては、すべてのサービスについても取消事由として挙げておりますので、すべてのサービスの種類において、これは取消事由に該当するという形になってまいります。だからといって、今回明らかになった不正事実だけで、問題があった青森とか兵庫の事例

以外の事業所において直ちに取り消さなければならないということではなくて、これはむしろ個別の事業所ごとに監査を行って、事実確認を行った上で、処分を行うべきかどうかを判断をするという形で考えております。

それから、役員の取扱いでございます。介護保険法上、不正又は著しく不当な行為をした事業者の役員等につきましては、法人と同様に、その欠格事由、あるいは取消事由に該当するという形になっております。役員等ということでは、具体的には次の①、②が該当しております。1つは、不正行為を行った時点での申請書に役員として氏名の記載をされておられる者。それから、不正行為を行った事業所の管理者ということになってまいります。これらの役員につきましては、そういった不正行為の時点から5年間は、ほかのサービス事業者の役員などになっても、これは指定の欠格事由に該当するということになってまいりますので、もしこういった役員がほかの法人の役員申請者になっていた場合には指定をしてはならないということになってまいります。これは取消事由にも該当いたしますので、当然、取消事由にもそれぞれのサービスの申請があった場合には、取消事由に該当するということになってまいります。ただ、これも先ほどの取消処分の場合と同様でございますが、不正のあった事業所については当然直ちに取消しということになりますけれども、ほかの事業所については、今回明らかになった事実のみで、直ちに取り消さなければならないということではなくて、個別の事業所ごとに事実確認をしっかり行った上で判断をするという形で考えております。

それから、指定取消処分中に廃止届出があった場合の取扱いということでございますが、これは今後の取扱いということでございますけれども、事業所の廃止届は、今回の事例ですと聴聞手続に入る前になされたわけでありましてけれども、「著しく不正又は不当な行為」に該当するというふうに判断されますと、許可の取消事由、あるいは更新・指定の取消事由に該当するというふうに判断することが可能だというふうに私どもは考えて整理をさせていただきたいと思っております。

今回影響のございますコムスの事業所につきましては、18 ページ、19 ページに表で整理しておりますので、また御覧いただければと思います。

以上がコムスン関係の状況の御説明でございます。

あと、後ろの方は参考資料として、まず参考資料2の方では、現在の介護サービス施設・事業所の現状を載せております。1 ページの方では、各サービス類型ごとにどのような主体が運営をしているのかという現状を、17年10月1日現在でございましてけれども、整理したものを載せております。

それから、飛んで3ページの方では、これまで指定取消などの処分があった事業所の法人種別ごとの整理、事業所ごとの整理を載せております。これも、このような状況になっているということでございます。

それから、4ページ目では各都道府県別の整理の表を載せているものでございます。

あと、参考資料3は参考条文でございまして、また後ほど御覧いただければと思いま